

規制委員会適合性審査、電力会社の申請資料提出がベタ遅れ 一再稼働は完全に来年以降

第61回広島2人デモ（2013年8月16日）のチラシで、原子力規制委員会が進めている、各原発再稼働のための規制基準適合性審査の進捗状況をざっと見ました上で、電力会社各社はいまだに「原発安全神話」にどっぷり浸かっている、だから「「どれだけ早く再稼働できるかは審査官がどれだけ早く効率的に審査をするかにかかっている」というマスコミや電力会社の宣伝とは逆に、（審査がどれだけ早く進み、どれだけ早く再稼働するかは）各電力会社がどれだけ早く根拠のある説得資料を提出できるかにかかっている」と指摘しておきました。どうもこの指摘は現実のものとなつていています。

原子力規制委員会の『新規制基準適合性に係わる審査会合』は2013年10月16日に開かれた第33回会合で、各電力会社の申請書類提出状況を公表しました。（表10参照のこと）私はかなり注意深くこの審査会合の進捗状況に注目してきた方ですが、この日公表された資料を見て呆れました。

現在再稼働を申請している原発は5社7原発14原子炉ですが、書類上の不備や基本要件不備のため、審査自体に入っていない原

表10 規制基準適合性審査：ベタ遅れに遅れる各電力会社審査資料提出

伊方3：四国電力伊方原発3号機 玄海3・4：九州電力玄海原発3・4号機
川内1・2：九州電力川内原発1・2号機、大飯3・4：関西電力大飯原発3・4号機
高浜3・4：関西電力高浜原発3・4号機、泊3：北海道電力泊原発3号機
他に北海道電力泊原発1・2号機、東京電力柏崎刈羽原発6・7号機が申請しているが書類不備などや基本要件不備などのため、審査に入れていない。

○…提出済み △…一部未提出 ×…未提出

番号	主要な審査項目	提出状況（2013年10月16日現在）					
		伊方3	玄海3・4	川内1・2	大飯3・4	高浜3・4	泊3
1	確率論的リスク評価	×	×	×	×	×	×
2	有効性評価（炉心損傷防止）	○	○	○	○	△	○
3	有効性評価（格納容器破損防止）	○	○	○	○	×	○
4	有効性評価（燃料プール、炉停止中）	○	○	○	×	×	○
5	解析コード	×	×	×	×	×	×
6	緊急時対策所・制御室	○	△	○	×	×	△
7	重大事故対策の手順書	×	×	×	×	×	×
8	内部溢水	×	×	×	×	×	×
9	内部火災	×	×	×	×	×	×
10	外部火災	○	○	×	×	×	○
11	竜巻（影響評価・対策）	×	×	×	×	×	×
12	火山（対策）	○	×	×	×	×	×
13	耐震評価・強度評価	×	×	×	×	×	×
14	重大事故対策機・設備の評価	×	×	×	×	×	×
15	組織・体制	×	×	×	×	×	×
16	教育・訓練	×	×	×	×	×	×
17	LCO/AOT	×	×	×	×	×	×
18	敷地内の破碎帯	×	×	×	○	×	○
19	地震動<地下構造>	○	○	○	△	△	○
20	地震動<特定震源地震動>	○	○	○	△	△	○
21	地震動<不特定震源地震動>	×	×	×	×	×	×
22	地震動<基準地震動>	×	○	○	×	×	×
23	地震動<耐震設計方針>	×	×	×	×	×	×
24	基準津波	○	○	○	○	○	○
25	対津波設計方針	×	×	×	○	○	×
26	地盤・斜面の安定性	×	×	×	×	×	×
27	火山影響評価	○	○	○	○	○	○
提出済みの項目（27項目中）		10	9	9	6	3	9

【注】1から7は『重大事故対策』、8から12は『設計基準事故対策』、13と14は『工事計画』、15から17は『保安規定』、19から23は『地震動』、24と25は『津波』の項目。これ以外に『対テロ対策』の項目があるが、この項目は公表されていない。

【参考資料】原子力規制委員会『第33回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合』（2013年10月16日）提出資料の『審査会合への資料提出状況』（九州電力、四国電力、関西電力、北海道電力）



広島2人デモはいつもたってもいられないなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちが原発・被曝問題の解決に闘い、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たち市民ひとりが自ら調べて学び、考えることが、時間がかかる大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たち素人です、ご参考にいただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

表1 平成25年10月15日
第百八十五回国会（臨時会）における安倍内閣総理大臣所信表明演説 抜粋

…福島の皆さんにも、一日も早く故郷（ふるさと）に戻っていただけるよう、除染やインフラ復旧を加速してまいります。

私は、毎日官邸で、福島産のお米を食べています。折り紙つきのおいしさです。安全でおいしい福島の農水産物を、風評に惑わされることなく、消費者の皆さんに、実際に味わってほしいと願います。

汚染水の問題でも、漁業者の方々が、「事実」と異なる「風評」に悩んでいる現実があります。しかし、食品や水への影響は、基準値を大幅に下回っている。これが、「事実」です。

抜本解決に向けたプログラムも策定し、すでに着手しています。今後とも、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を、全力でやり抜いてまいります。東京電力任せにすることなく、国が前面に立って、責任を果たしてまいります。

福島出身の若いお母さんから、一通の手紙を頂きました。震災の年に生まれたお子さんへの愛情と、故郷（ふるさと）の福島に戻るかどうか苦惱する心の内を綴った手紙は、こう結ばれていました。

「…私達夫婦は今福島に帰ろうと考えています。あの土地に家族三人で住もうとしています。私達のように若い世代が暮らさないと、福島に未来はないと考えたからです。」

福島の若い世代は、しっかりと福島の未来を見据えています。

被災地の復興なくして、日本の再生なし。その未来への責任を、私は、総理大臣として果たしてまいります。…

『帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム』の発足と狙い

原子力規制委員会に『帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム』がひっそり立ち上がり、2013年9月17日にその第1回会合が開催されました。この検討チームはいったい何を「検討」するのでしょうか? チームの役割については『趣旨文』(表2参照のこと)がほぼその狙いを表現しています。すなわち現在避難指示を出している福島の住民をいかに帰還させるか、その「科学的根拠」を見つけなさい、ということです。「避難」の問題は直接に「低線量被曝」による人体の影響をどう評価するかに関わってきます。つまり原発問題・被曝問題の根幹中の根幹のテーマをこの検討チームが担うことになります。

現在福島原発事故で高線量に汚染された地域は、『帰還困難区域』(5年以上にわたって予想被曝実効線量が年間50mSvを越え、帰還することができない区域)、『居住制限区域』(1年間の予想被曝実効線量が20mSvを越え人が住むことができない区域)、『避難指示解除準備区域』(現在は1年間の予想被曝実効線量が20mSv以上だが、ごく近い時期に20mSv以下となると見られる区域)の3種類に分類しています。しかし言葉の虚飾を剥ぎ取つて見ると、上記3分類は実は「避難区域」の分類であり、避難基準は最大1年間の予想被曝実効線量20mSvであることがわかります。わかりやすくいうと、「最大1年間の予想被曝実効線量が20mSv」が「避難基準」だということになります。

それでは予想被曝線量とはどうやって導くのでしょうか? 基本は空間線量率です。空間線量率は一定空間(文科省も環境省も地表面から1m離れた空間地点を標準としている)におけるγ線の1時間あたりの量のことです。日本政府が全面的に採用している放射線リスクモデルを勧告しているのは国際放射線防護委員会(ICRP)ですが、ICRPは「人は1日24時間を8時間戸外、16時間戸内で過ごす」というパラメータをまず立てます。空間線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ だとすると、戸外で8時間過ごせば $8\mu\text{Sv}$ の被曝をすることになります。一方戸内では木造家屋の放射線遮蔽効果は60%だとして、 $1\mu\text{Sv}/\text{h} \times 40\% (1 - 60\%)$ をかけ $0.4\mu\text{Sv}/\text{h}$ の被曝をすると計算します。1日のうち16時間戸内で過ごしますから1日 $6.4\mu\text{Sv}$ の被曝をすることになります。従って1日の総被曝線量は先ほどの $8\mu\text{Sv}$ (戸外分)と $6.4\mu\text{Sv}$ (戸内分)の合算で $14.4\mu\text{Sv}$ 、ということになります。1年は365日ですから1年間の予想被曝線量は $14.4\mu\text{Sv} \times 365\text{日} = 5256\mu\text{Sv}$ 、すなわち1年間の予想被曝実効線量は約5.3mSvということになります。

ところでもとになる空間線量率はγ線の量でした。従って年間予想被曝線量もすべてγ線の被曝線量、すなわち外部被曝線量で計算されています。結局避難解除とは要するに空間線量率をいかに下げるかに帰着します。内部被曝のリスクを全く考慮しないこうしたパラメータで避難基準に有効性があるのかどうかは別として、避難基準とはこうして作られています。

それではその避難基準をなぜ20mSvとしたのかという問題は、6頁から7頁に譲るとして、ここでは検討チームのメンバーを見ておきましょう。この顔ぶれが結局、現在日本の放射線防護体制を象徴しているからです。表3を見ると規制委員会担当委員は中村佳代子氏です。中村氏は規制委員に就任する前は日本アイソトープ協会の幹部でした。そして日本アイソトープ協会は日本におけるICRPの牙城です。中村氏もまたICRP学説の主唱者です。主唱者の一人が、当のICRPの勧告を評価し客観性を定める放射線規制行政側に座るわけですから、最初から客観性は担保されていません。音楽コンクールにたとえれば作品を応募した作家が、そのまま審査員に座るようなものです。いわばインチキ審査です。インチキ審査は丹羽太貴氏に至って頂点に達します。同氏は日本のICRPの超大ボスです。ICRP主委員会のメンバーでもあります。勧告をするICRPの主要メンバーが、規制行政を行な

う原子力規制委員会の専門部会の検討会に参加するのですから、ICRP学説は100%正しいという前提で検討が進められることは間違いません。ここには「ICRP学説は間違っている」などという批判意見は入り込む余地がありません。

もしICRP学説が根本から間違っており、ICRPのリスクモデルは、「放射線防護」と称して私たちに被曝を強制するための学説であり、このリスクモデルにしたがつて福島現地の「避難基準」や「食品汚染基準」が決められ、将来的に様々な病気が私たちの間に生ずるかもしれない、想像して見てください。恐ろしい事態が進行中、ということになります。

表2 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて 趣旨文

1. 楽旨

本年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策推進本部合同会合において、「避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるべき細かな防護措置の具体化等について、原子力災害対策本部で議論を行い、年内を目処に一定の見解を示す」方針が決定した。

これを受け、原子力規制庁を含む関係省庁が検討を続け、モニタリングデータや個人線量に関するデータ等も蓄積されてきた。さらに、線量水準に応じて講じるべき細かな防護措置として、帰還に向けた安全・安心対策に関する関係省庁の施策の案を取りまとまりつつある。

こうした背景の下、帰還に向けた安全・安心対策に関し、原子力規制委員会が科学的・技術的な検討を行うことを要請された。原子力規制委員会は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」(以下、「検討チーム」という。)を設置する。

[資料出典] 第1回帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム 2013年9月17日資料「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて」
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/kikan_kentou/data/0001_01.pdf

表3 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム 主要メンバー

氏名	身分	略歴
中村佳代子	原子力規制委担当委員	放射線医学者。1990年4月慶應義塾大学専任講師(医学部放射線科学)、2010年1月日本アイソトープ協会医療連携室長、2012年4月-9月同プロジェクトチーム主査、2012年9月19日 原子力規制委員会委員に就任。ICRP系の代表的放射線専門家。
以下外部有識者		
春日文子		国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長。東大で博士課程修了後、国立予防衛生研究所(予研)現国立感染症研究所入所。文科省学校給食衛生管理研究協力者会議、FOA/WHO専門家会合にも参加。食品衛生の立場からICRP体制を支えてきた。
丹羽太貴		京都大学名誉教授。規制委の議事録では福島県立医科大学放射線医学県民管理センター国際連携部門特命教授と紹介されているが、押しも押されぬ日本のICRP派の大物。放射線医学総合研究所理事長の米倉義晴と並んでICRPの大物委員の一人である。ICRP学説推進の主要学者の一人。
星 北斗		星総合病院理事長。医系技官として旧厚生省入省。秋田県、労働省出向を経て健康政策局勤務。98年退職、星総合病院副理事長。同年日本医師会総合政策研究機構主席研究員。日本医師会常任理事、05年5月から福島県医師会常任理事。医師会の立場から福島県でICRP学説普及につとめる。
森口裕一		東大都市工学専攻教授。82年京都大学工学部衛生工学科卒業後、国立公害研究所総合解析部研究員、環境庁企画調整局企画調整課併任、93年国立環境研究所地域環境研究グループ主任研究員、95年京都大学で博士(工学)を取得。06年国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター長。代表的な環境省技術系官僚学者で、環境省イデオロギーの人。

[参考資料] 原子力規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」第1回会議事録(2013年9月17日)等多数の項目を参照。

現存被曝状況から1mSvに下がるのは数十年にも及ぶ

『線量水準に関連した考え方』では前述の記述に続いて「(2)我が国政府の対応」という項目で次のように述べます。

「東電福島第一原発事故後の緊急被ばく状況においては、ICRP勧告の…参考レベルである20mSvから100mSvのうち最も厳しい値…20mSvを…採用した」(表9参照のこと)

20mSvを最も厳しい値というのは一種の言葉のごまかしで、現実にはこれまで見たように、避難に伴う社会的・経済的コスト削減のため、被曝上限値を大幅に上げる2007年以降のICRP勧告を採用し、その中の幅で最低値を採用したというに過ぎず、予想被曝線量としては史上最も苛酷な基準であることには変わりはありません。ここで100mSvを上限としている理由は、これまで見たようにICRPのリスクモデルの最重要部分、すなわち「被曝実効線量で100mSv以下ではがんや白血病を発症するという科学的証拠はない」とする学説に基づいて100mSvまでは被曝させても構わない、という考え方方が背景にあります。

しかしこれは内部被曝による健康損傷を全く無視したLSSに基づき「放射能安全神話」による考え方で、1頁目に引用した首相安倍晋三氏の所信表明演説におけるデマ言説も基本的には「放射能安全神話」に立脚するものです。

さらに『線量水準に関連した考え方』は、不気味な予言を行っています。緊急被曝状況から現存被曝状況に移行する目安は実効線量で20mSv以下の予想被曝線量に下がることです。20mSv以下になれば避難解除を意味します。ちょうど現在福島県での「避難指示解除準備区域」がそれに相当しますが、避難指示が解除され、住民が帰還したとしましょう。次の目安は年間1mSvの被曝線量ですが、これについて『考え方』は次のように言います。

「ICRP勧告では、現存被ばく状況における『防護対策は長期間(数十年)』実施されることが予想され、段階的に被ばく線量を低減されることとしている。また過去の経験から1mSvが長期的に目指す参考レベル」である。つまり20mSv以下になって帰還したとしても、年間1mSvの被曝線量レベルになるには数十年かかりますよ、その間防護対策に留意しなさい、といつてはいるわけです。(表9の4. 参照のこと) 帰還したとしても、なおかつ被曝線量が高く、決して「安全・安心」な状況にならないことを『考え方』自体が認めています。またチエルノブリ事故から27年も経つ、ポスト・チエルノブリ世代が30歳近くになろうとしているのにウクライナで低線量内部被曝による被害者が拡大している理由もここにあります。

注意すべきはここで扱っている被曝線量はすべて外部被曝に換算した数字です。ICRPのリスクモデルでは「外部被曝も内部被曝もリスクは全く同じ。1mSvの被曝は内部も外部も同じ1mSvのリスク」としていますので、このような考え方が成り立つのです。しかし、これまでの非ICRP系の学者や研究者の研究や諸報告では一致して『外部被曝と内部被曝は同じリスクではない』としています。そのリスク差は研究者や学者によって違いますが、一致した見解では「内部被曝は外部被曝に比べて100倍から1000倍のリスク差がある」というものです。もしこれら見解が正しいものだとすると、1mSvの被曝でもそれがすべて内部被曝によるものならば、実はICRPの実効線量に換算して100mSvから1Svに相当するということになります。

1mSvから20mSvの被曝が数十年間続くとなると、これは放射線傷害(それはがんや白血病ばかりではありません)で“死にたい”と言っているのと同じことになります。

さらに問題はICRP派の学者が、こうした非ICRP系の学者の主張に対して「ありえない」「考えられない」と言うか、あるいは無視するかの態度を続けており、決して積極的に反論しないことです。無視といえば聞こえはいいのかも知れませんが、実は反論するだけの材料をもっていないのだと考えられます。

図2 ICRP Pub.111表紙

【資料出典】
<http://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%202011>

表9 線量水準に関連した考え方

2. 避難に関する考え方(20mSv)について

(2) 我が国政府の対応

① 我が国政府は、住民の安心を最優先し、東電福島第一原発事故後の緊急時被ばく状況においては、ICRP勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである20~100mSvのうち最も厳しい値に相当する20mSvを参考レベルとして採用した。

② その上で、20mSvの参考レベルを速やかに達成するため、年20mSvを超えると推計される地域について、放射線被ばくを確実に回避できる措置として避難を指示した。

③ なお、事故直後の緊急時における避難指示に当たっては、速やかに避難を行うため、個人線量計を用いた個人個人の生活実態に即した被ばく線量の測定結果(「個人線量」という)ではなく、個人の行動範囲にかかわらず面的に一律であるとの仮定に基づき、定点測定を中心とする空間線量の測定結果から推定された被ばく線量(「定点測定による線量推定」という)に基づいて判断がなされた。より具体的には、放射能の自然減衰を考慮せず、個人の生活パターンを一つのパターン(8時間戸外、16時間木造家屋(屋内では放射線は40%に低減)に滞在)で代表させる等の安全サイドに立った推定により線量を評価して措置を講じた。ただし、この推定は、安全サイドに立ったものであり、実際に個人線量を測定すると、定点測定による線量推定結果を下回ることが多い(注13)。

(注13) 別紙3-2-4 参照

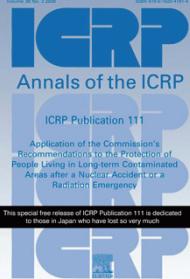
4. 放射線防護に関する長期目標(1mSv)について

(1) 国際的な考え方

① ICRP勧告では、現存被ばく状況における「防護対策は、長期間(数十年)」実施されることが予想され、段階的に被ばく線量を低減されることとしている。また過去の経験から1mSvが長期的に目指す参考レベルである。つまり20mSv以下になって帰還したとしても、年間1mSvの被曝線量レベルになるには数十年かかりますよ、その間防護対策に留意しなさい、といつてはいるわけです。(表9の4. 参照のこと) 帰還したとしても、なおかつ被曝線量が高く、決して「安全・安心」な状況にならないことを『考え方』自体が認めています。またチエルノブリ事故から27年も経つ、ポスト・チエルノブリ世代が30歳近くになろうとしているのにウクライナで低線量内部被曝による被害者が拡大している理由もここにあります。

② なお、上述したとおり、参考レベルは、放射線防護措置を効果的に進めていくための目安であり、「被ばくの“限度”を示したものではない」。また、「“安全”と“危険”的境界を表したり、あるいは個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではない」。さらに、個人の生活面での要因等「経済的及び社会的要因を考慮して」「被ばくの発生確率、被ばくする人の数、及び個人線量の大きさのいずれをも合理的に達成できる限り低く抑える」ことにより、追加被ばく線量を低減していくべきとされていること等に留意が必要である(注10~12)。

【参考資料】原子力規制委員会2013年9月17日第1回帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム資料別紙1「線量水準に関連した考え方」p7及びp10
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/kikan_kentou/data/0001_04.pdf



なぜ福島原発事故では 20mSv が避難基準だったのか？ —ICRP2007 年勧告 (Pub.103) が打ち出した被曝強制基準

2頁で見たように福島原発事故では「予想被曝実効線量 20mSv」が避難基準でした。そして現在でもそうです。規制委の新たにそしてひっそりとスタートした『帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム』第1回会合に提出された“怪文書”、たびたび引用する「線量水準に関連した考え方」の「2. 避難に関する考え方 (20mSv) について」では次のように書かれています。

「ICRPは…原子力事故などにより生じた高度の汚染による健康影響を回避・低減するための緊急対策が必要となる不測の状況（『緊急被ばく状況』という）及び緊急事態が安定し、事故によって放出された放射性物質による長期的な被ばくについて適切な管理を実施すべき状況（『現存被ばく状況』という）において・・・目安としての線量水準（『参考レベル』という）を提唱している」

そしてこの文章の注として『ICRP Pub.111(51)「防護体制の主要な焦点は参考レベルを上回る被ばくに向けられるべき』というICRPの勧告の一節を挙げています。

3つの被曝状況に基づく被曝線量上限値

これはいったいなんのことでしょうか？

前頁で「ICRPの勧告は大事故や放射能漏洩事件が起こるたびに被曝強制が強められていく」と私は書きました。現実に Chernobyl 事故後の状況でそれが起きたのです。ICRPはその2007年に出した勧告 (Pub.103) で、それまでの『行為 (practice)』と「介入 (intervention)」による放射線防護の方針 (1990年勧告) に加え「3つの被曝状況」による“放射線防護”的方針を打ち出しました。これは1986年に発生した Chernobyl 事故による深刻な損害を念頭に置いたものでした。

Chernobyl 事故時、公衆の被曝線量の上限は現在の実効線量に換算してみると年間1mSvでした。従って事故時「予測被曝線量が年間1mSv」に達する地域の住民は本来ならすべて避難させなくてはなりません。旧ソ連政府にとってその負担はとても耐え難いものでした。そこで旧ソ連政府は5mSvを避難基準として採用し住民を強制避難させました。(表7参照のこと)それでも旧ソ連政府にとって Chernobyl 事故終息の経済的負担は重く、旧ソ連崩壊を早めた一因と指摘されています。おそらくはあたっているものと思われます。

被曝上限値の幅を示したPub.111

ICRPをはじめとする国際核利益共同体は、この Chernobyl 事故での轍を踏まないように、すなわち原発事故が起つても、社会的・経済的負担が少なくなるように“防護基準”を変更することにしました。要するに避難者を少なくすること

表7 チェルノブイリ事故とフクシマ事故の避難基準の比較

放射線被曝線量	チエルノブイリ事故	福島原発事故
50mSv 未満		帰還困難区域
20~50mSv 未満		居住制限区域（一時帰宅可能）
20mSv 未満	強制避難ゾーン	避難指示解除準備区域
5mSv 以上	移住の義務ゾーン	(居住可能)
1~5mSv 未満	移住の権利ゾーン	(居住可能)
0.5~1mSv 未満	放射能管理ゾーン	(居住可能)

注) 赤字は原則的に立ち入り禁止

【資料参照】福島県双葉町長井戸川克隆「チエルノブイリより 4 倍も高い日本の避難基準」原子力規制委員会第7回会議議事録（平成 24 年 10 月 24 日）、原子力規制庁「放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について」（平成 24 年 10 月）

です。それには避難基準を引き上げればいいのです。そして 2007 年勧告で「3つの被曝状況」を基礎とする“防護体制”が勧告されました。3つの被曝状況とは『緊急被曝状況』、すなわち核施設事故が発生して盛んに大量の放射能を放出している状況では、被曝上限を引き上げることにしたのです。さらに大量放出が終わったが依然として放射能濃度が濃い時を『現存被曝状況』、事故は発生していないが核施設から一定量の放射能が放出されている状況を『計画被曝状況』として、それぞれの『被曝上限値』を設定すべきだと勧告したのです。

（事故がなくても通常運転でも放射能を放出しない核施設は原発を含め1つもありません。従って2007年勧告で通常時を『計画被曝状況』と表現したのは、現実を認めた適切な表現といえましょう）（以上表8 を参照のこと）

2007年勧告では『3つの被曝状況』による“防護体制”が勧告されましたが、具体的な数字は出てきませんでした。具体的な数字が出たのがPub.111です。この時3つの状況に応じて一定の幅（バンド）を持たせた数字を示しました。それによると、緊急被曝状況の避難基準の幅は20mSvから100mSvというものでした。現存被曝状況も幅を持たせ1mSvから20mSvとしました。避難基準の幅が20mSv以上ですから現存被曝状況は当然20mSv以下ではなくてはなりません。計画被曝状況（通常時）公衆の被曝線量の上限は年間1mSvですから、これ以下であってはなりません。従って現存被曝状況の幅は自然と1mSvから20mSvと決まります。

さらに苛酷な避難基準の原子力災害対策指針

福島事故発生時、日本政府はまだ国内法整備もできていない ICRP勧告のPub.103からPub.111を全面的に採用し、避難基準を予想被曝線量20mSv以上としたのです。

こうして福島原発事故後、日本はICRP2007年勧告の最初の適用国となり、史上最も苛酷な被曝線量をもつ避難基準を採用することになりました。表7を見ておわかりのようにその被曝強制は Chernobyl 事故時の4倍に上ります。ちなみにこの9月5日、原子力規制委員会は「原子力災害対策指針」を全部改訂の上施行しましたが、そこで即時避難基準は空間線量率で500μSv/hというものです。これは予想実効線量に換算してみると7日間で50mSvを越えるというさらに苛酷なものになっています。

表8 ICRP2007 年勧告 (Pub.103) で打ち出された被曝強制モデルと参考バンド

3つの被曝状況とその参考予想被曝実効線量

被曝状況	参考枠（バンド）	状況説明
緊急被曝状況	20mSv ~ 100mSv (上記の範囲で住民避難を判断)	福島原発事故など放射能事故が発生し、核施設から放射能が放出され、一般公衆が大量の放射線に被曝する状況。
現存被曝状況	1mSv ~ 20mSv (上記の範囲で住民帰還を判断)	福島事故などで初期の放射能大量放出が止まり、緊急被曝状況ではなくなったが、引き続き放射線量が高い状況。
計画被曝状況	1mSv 以下	核施設の事故のない平常運転状況。原発などの核施設は通常運転でも計画された放射能放出を行っているので“計画被曝状況”と表現されている。

*参考枠（バンド）は、1年間の予想被曝線量かまたは蓄積被曝線量
*3つの被曝状況に基づく「放射線防護」勧告（その実は被曝強制勧告）は 2007 年に打ち出されたものであり、Chernobyl 事故時は 5mSv の被曝が避難の目安だった

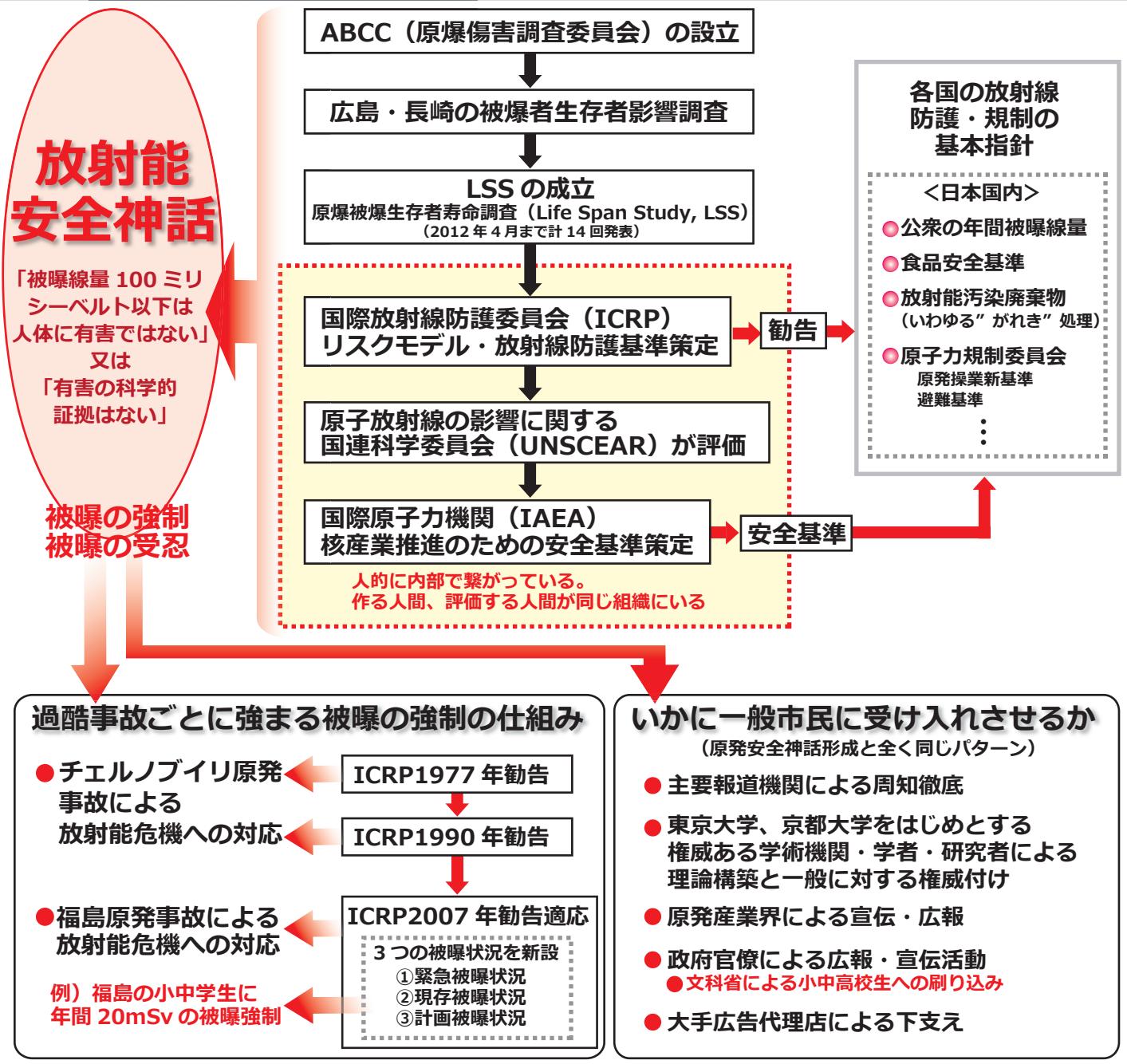
【資料参照】『放射線防護の体系 - ICRP2007 年勧告を中心に』（日本アソトーブ協会 佐々木康人 2011 年 4 月 28 日食品安全委員会 WG 講演資料）、『ICRP Pub.103』（2007 年）

放射能安全神話に 100% 立脚した検討方針

この検討チームがどんな結論を出すかそれはもう見えています。この第1回会合に提出された『線量水準に関連した考え方』と題する資料にその結論はすでに集約されています。この文書もいつ誰が作成したのか明示されていないという意味では怪文書ですが、中身もそれにふさわしく怪文書的です。この文書は冒頭「放射線による健康影響についての科学的知見 (100mSv) について」と題する章からはじまります。そこで次のように ICRP のリスクモデルをそのまま踏襲して説明します。① 100mSv以下の被曝で健康影響は確認されていない、② 確認されていないもののありうるとすれば“がん”と“白血病”である（直線しきい値なし理論を展開）、③ 同じ線量でも長期にわたる被曝により短期に受ける方が被害が大きい、④ 子どもや胎児でも 100mSv以下の被曝では発がんリスクには変わりない、⑤ 放射線被曝による遺伝的影響はない、がその骨子です。

これは『放射能安全神話』と呼ばれる内容そのものです。実際には低線量被曝はたとえ 100mSv どころか 1mSv 以下の極低線量被曝でも、様々な健康障害が大気圈核実験時代の放射線降下物による健康影響研究、核施設労働者の大規模な疫学研究（たとえ LSS）の結果なのです。LSS 自体がアメリカ軍部が開始した非常に政治的バイアスのかかった研究です。その LSS が唯一 ICRP リスクモデルの根拠なのです。その関係を概念図としてまとめておきましたのでご参照下さい。（表4）

表4 「放射能安全神話」形成の概念図



各国の放射線防護・規制の基本指針

<日本国内>

- 公衆の年間被曝線量
- 食品安全基準
- 放射能汚染廃棄物（いわゆる“がれき”処理）
- 原子力規制委員会 原発操業新基準
避難基準
- ⋮

ICRP のリスクモデルの基礎は 広島・長崎の原爆被爆者寿命調査 Life Span Study (LSS)

前述のように広島・長崎原爆被爆者寿命調査 (LSS) のみが事実上 ICRP リスクモデルの根拠であり、その LSS はアメリカ軍部の都合によって大きくバイアスのかかった研究です。ICRP リスクモデルが被曝強制のための、そして原発や核兵器など核利用推進側に立脚した学説であることを知るには、LSS の問題点を理解しておかねばなりません。LSS の政治性、非科学性については以前から様々な学者の指摘が数多くあります。ここでは主なものだけを取り上げます。

①LSS の対象者は 1950 年 1 月時点の被曝生存者だけ。本当に重篤な被曝被害者は 1949 年 12 月までに亡くなっています。これが LSS が放射線被害を過小評価することになっている。

②放射線被害は原爆爆発時の一次放射線によるものだけ、すなはち γ 線と中性子線による外部被曝のみと仮定して研究を進めたこと。当時アメリカ軍部に主導された原爆傷害調査委員会 (ABCC) がこの方針をとったのは、アメリカ大衆の、原爆とその放射能による内部被曝健康損傷に対する反発を恐れたからです。軍部にとって原爆の放射能影響は爆発時 1 回切りでなくてはなりませんでした。実際には放射性降下物が大量に発生し、低線量内部被曝による広汎な被害が生じています。厚生労働省は今に至るも低線量内部被曝は発生しなかつたという神話を堅持しています。これが『黒い雨』集団訴訟裁判の本質です。『黒い雨』に曝された被爆者は、実際には内部被曝していたのです。

③低線量被曝の損傷は “がん” と “白血病” だけとしたこと。これは LSS がすべての病気を調べて “がん” と “白血病” だけと科学的に判定したのではなく、最初から “がん” と “白血病” しか調べていなかつたためです。(以上次頁表 6 の③を参照のこと)

④被曝線量が明確でないこと。当然の話ですが、広島・長崎で被曝した被爆者の被曝線量は明確ではありません。一人一人がポケット線量計やバッジフィルムをつけていたわけではありません。しかし LSS を科学的に見せかけるためには、個々の被爆者の被曝線量を決定しなければなりません。このため ABCC と事実上その上部組織であるアメリカ原子力委員会 (AEC) は、被曝線量推定体系 (dosimetry system=DS) を作らなくてなりませんでした。しかしあともと根拠が薄く政治的な体系だったため、この DS は何度か主要な変更を行います。その度ごとに被爆者の被曝線量が変更される、そして LSS の結果の過小評価が少しづつ訂正されるという歴史をたどります。(表 6 の②参照のこと) しかしその DS も、もっと説得力のある根拠が必要でした。この根拠を与えたプロジェクトが『一番プロジェクト』でした。(表 6 の①参照のこと) これはネバダ州の砂漠の真ん中に原子炉をつるしたタワーを設定し、そこでコバルト 60 を燃やして地上での γ 線や中性子線の線量を計り、DS の根拠としたのです。地上には日本家屋も再現し内部での線量も計りました。現在でも木造家屋の遮蔽効果は 60% とされていますが、このもともとの根拠はこの『一番プロジェクト』で得られたデータです。

そしてこの LSS の結果を事実上唯一の根拠として、ICRP のリスクモデルが作成され、様々な勧告が行われていくわけですが、その特徴は①「放射線健康被害問題」を社会的・経済的利益問題にすり替えること、②チエルノブイリ事故など大きな事故や放射能漏洩事件が起きるたびに、被曝強制を強めていくこと、などです。(表 6 の④及び⑤を参照のこと)

そしてこの ICRP のリスクモデルとその勧告が、福島原発事故

後の『放射線防護体制』の基本原理として全面的に採用されているのです。(表 6 の⑥参照のこと)

ICRP と並んで国際的に権威のある機関として『原子放射線の影響に関する国連科学委員会』(UNSCEAR) があります。よくマスコミでは「国連科学委員会」と表記されます。この UNSCEAR も実は ICRP や各國核推進派の学者や規制当局者で作った機関です。なにやら権威がありそうですが、その実 ICRP の別働隊なのです。(表 5 参照のこと)

図 1 ICRP Pub.103表紙

[資料出典]
<http://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%20103>

表 5 原子放射線の影響に関する国連科学委員会

United Nations Scientific Committee on Atomic Radiation-UNSCEAR
2013年5月29日現在

【性格】原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) は、1955年の国連総会決議で設立された。21か国（現在時点では27か国）が参加し委員会のメンバーに科学者を送っている。年に1回正式な年次総会（セッション）を行うことになっており、また国連総会に報告を行うことになっている。国連科学委員会は放射線基準を設定する権限もなければ、核実験に関する勧告を行う権限もない。電離放射線に対する世界の人々の現在時点での被曝状況を厳密に決定するのみである。

【沿革】1950年代初頭の冷戦下、核兵器の開発競争のために核実験が頻繁に行われだし、放射性降下物などによる被曝の懸念から核爆発の即時停止を求める提案をかわす意図もあって、第10回国際連合総会にて電離放射線の程度と影響の情報の収集と評価するための委員会を設置する提案がなされ、1955年の12月3日に満場一致で承認された。国際的に放射線被曝に関する最も権威ある機関と見られているが、メンバーは科学者中心と言うよりも、各國核推進機関の代表であり、伝統的に放射線被曝影響の過小評価を行ってきた。主要メンバーは歴史的にICRPの主要メンバーと重なりあつているところから「もう一つのICRP」とも呼ばれている。(中川保雄『放射線被曝の歴史』)

【参加国】	参加国名	参加年	参加国名	参加年
アルゼンチン	1955年	日本	1955年	
オーストラリア	1955年	メキシコ	1955年	
ベラルーシ	2011年	パキスタン	2011年	
ベルギー	1955年	ペルー	1973年	
ブラジル	1955年	ポーランド	1973年	
カナダ	1955年	韓国	2011年	
中国	1986年	ロシア	1955年	
エジプト	1955年	スロバキア	1955年	
フィンランド	2011年	スペイン	2011年	
フランス	1955年	スーダン	1973年	
ドイツ	1973年	スエーデン	1955年	
インド	1955年	ウクライナ	2011年	
インドネシア	1973年	イギリス	1955年	
アメリカ	1955年			

【日本代表】日本代表：米倉義晴氏

独立行政法人放射線医学総合研究所前理事長
現 ICRP 第 3 委員会委員

日本代表代理：児玉和紀氏

放射線影響研究所（放影研）主席研究員
放影研の前身原爆傷害委員会（ABCC）

国連科学委員会元委員長 佐々木康人氏（2004 年及び 2005 年）。なお佐々木氏は 1997 年から 2006 年まで国連科学委員会日本代表。また佐々木氏は 2001 年から 2009 年の間、ICRP の主委員会委員。

2008 年第 56 回国連科学委員会総会日本代表代理 丹羽太貴氏（京都大学名誉教授）。なお丹羽氏は現 ICRP 主委員会委員。放影研・評議員。

[資料出典]・英語 Wikipedia : "United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation"・日本語 ウィキペディア : 『原子放射線の影響に関する国連科学委員会』・UNSCEAR の Web サイト : "Composition of UNSCEAR"・哲野イサク『原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) について』(2013年5月29日)

表 6 政府放射線防護政策の骨格と成り立ち

⑥ 現在の日本政府の放射線防護政策

⑤ ICRP (国際放射線防護委員会)

2009 年勧告
2007 年勧告
1990 年勧告
1977 年勧告

④ ICRP の放射線リスクモデルと “防護基準”

③ 広島・長崎原爆被爆生存者者寿命調査 (いわゆる LSS)

1964年に第1報が公表され2012年までに合計14回公表されている。

② 広島・長崎原爆被爆者被曝線量推定体系 (DS)

1957年 T57D (ほとんど無根拠に推定)
1965年 T65D (ICHIBANプロジェクト結果が根拠)
1987年 DS86 T65Dの矛盾を大幅修正
2002年 DS02 DS86の矛盾を微調整

① ICHIBANプロジェクト (一番プロジェクト)

1962年1月 「CEX-62.01 技術的概念 - ブレン作戦」公表
1964年3月 「CEX-64.3 Ichiban : The Dosimetry Program for Nuclear Survivors of Hiroshima and Nagasaki」(広島・長崎核生存者の線量推定計画) 公表

説明と注意点

ICRP (国際放射線防護委員会) の防護基準とリスクモデル及び IAEA (国際原子力機関 = 国際的核産業推進機関) の安全基準に準拠

1977年勧告で「被曝被害問題」を経済・社会問題すり替えが明確に。(コスト・ベネフィット論導入)。90年勧告で実効線量概念 (シベルト) 導入。一般市民や放射線従事者に対する被曝強制を事実上強める。2007年勧告で「チエルノブイリ事故」の教訓から、新たに「緊急被曝状況」を新設。苛酷事故の時はさらに被曝強制。「緊急被曝状況」が現在福島に適用されている。一言いうと新たな勧告のたびに被曝が強制される勧告内容になっている。ICRPは“国際放射線被曝強制委員会”

特徴は、

1. 外部被曝には当てはまるリスクモデル。
2. 内部被曝には全く当てはまらない。
3. 内部被曝と外部被曝のリスクは等しい、と仮定。
4. 低線量被曝では疾病は “がん” のみと仮定。他の疾病は無視。

仮説のまま、一度も科学的に検証されたことはない。それどころか、核実験の放射性降下物調査研究では300倍の違い、またチエルノブイリ事故での低線量被曝調査研究では600倍の違いが示されるなど、この仮説を支持しない研究が夥しくあらわれている。また日本においても広島・長崎原爆被爆者「集団訴訟」における科学的弁論でも、内部被曝のリスクは外部被曝のリスクとは別に独立して存在したことが裏付けられた。(被爆者集団訴訟連戦連勝)

1950年1月時点で生存しかつ広島・長崎に居住していたことが確認された被爆者の中から約9万4000人を選びかつ約2万7000人の市内“非被爆者”的合計約12万人を比較した疫学調査体系。

【特徴】

- ・外部被曝線量のみが推定され、内部被曝線量は仮説。
- ・基本的に γ 線と中性子線のみが被曝線量であり、 β 線や α 線による内部被曝無視。
- ・外部被曝線量も確定データが存在しないため、線量推定体系 (Dosimetry System-DS) を作らねばならなかった。マンキュー やスチュアートのハンフォード核工場労働者の被曝疫学調査との決定的違い。「マンキュー研究」では工場労働者がフィルムバッジをつけていたため、被曝線量が全くの推定に依存しなくて済んだ。
- ・その他さまざまな科学的疑惑が提出されている (第30回広島2人デモチラシ参照のこと) が、すべて反論もなく無視されている。

広島・長崎原爆被爆生存者寿命調査 (LSS) の疫学的調査としての科学的信頼性に関する弱点の一つは、被曝線量が確定できないことだった。そのため被曝線量推定体系を作らなければならなかった。最初にできたのが1957年のT57D (1957年の仮の被曝線量という意味) だったが、核実験などで集めた極めて根拠の薄い推定体系だった。このため、1960年代初頭から「BREN作戦」の一貫として「ICHIBANプロジェクト」(日本語の“一番”が由来。一番大切なプロジェクトという意味) が実施され、爆心と距離や遮蔽物の関係から被曝線量を計測した。これがLSSで使用する被曝線量の根拠となっている。しかしT65Dでは中性子線の被曝線量とモデルに矛盾がでた。そのため大幅な手直しをして発表した推定体系がDS86である。さらにDS86でも細かな誤差が発生したため微調整する形で現在のDS02が成立した。しかしDSの体系は、中性子線と γ 線のみを推定要素に入れており、基本的に β 線と α 線の推定体系は今にいたるもない。これがLSS全体の内部被曝無視につながっている。

DSの根拠となるデータ収集が目的。もともと当時アメリカ原子力委員会が行っていた「民間影響実験作戦」(Civil Effects Test Operation=CEX) の中の「ブレン作戦」(Operation Bren) の一部分を指す用語。“BREN”は「Bare Reactor Effects, Nevada」(ネバダ砂漠の裸の原子炉効果) の頭文字。ほぼ広島原爆の爆発高度にまでのタワー(約466m)を作つてむき出しの原子炉をつり下げ、燃料のコバルト60を核分裂させて、地上の各ポイントや日本家屋に似せた木造家屋内で γ 線と中性子線の線量を計測した。内部被曝の決定的要因となる β 線や α 線の線量は計測していない。この方法では内部被曝線量推定根拠を求めるることはできない。1962年1月技術的概念が提出され1964年3月に結果が公表されている。(この報告は当時商務省から1冊50セントで販売されていた)